WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 9 月号 | No. 09/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

上級者向け PCT セミナーが WIPO 本部で開催 – リマインダ

PCT ニュースレター先月号でお知らせした通り、上級者向け PCT セミナーが、2025 年 10 月 13 日と 14 日にジュネーブの WIPO 本部にてハイブリッド形式で開催されます。プログラムは、国際事務局の経験豊富な職員と米国特許商標庁からのゲストスピーカーにより実施されます。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、弁理士や PCT 制度をすでに理解しているユーザを対象に、当制度に関する知識を深め、ベストプラクティスのアドバイスを得、当制度の最新動向を把握してもらうことを目的としています。

初日はハイブリッド形式で実施され、国際段階のベストプラクティスや国内段階移行に特化した問題に関するトピックスを取り上げる予定です。2 日目は、現地での参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問などが予定されています。

2 日間の本セミナーの登録は無料です。

https://surveys.wipo.int/s3/PCT-advanced-seminar-Meetings-page

現地参加のための登録締め切りは、2025 年 10 月 6 日業務終了時 (中央ヨーロッパ夏時間) ですが、オンライン参加の登録締め切りは、2025 年 10 月 12 日です。

プログラムは、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/wipo_pct_ge_25/wipo_pct_ge_25_www_650092.pdf

現地又はオンライン参加に関するご質問は、以下のアドレスへ 電子メールをお送り下さい。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

pct.training@wipo.int

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則は、PCT 規則 34、36、63 の改正を実施するために改正され、2026 年 1 月 1 日より発効予定です。上記 PCT 規則の改正は、国際調査機関が国際調査中に参照すべき最小限資料の定義の改訂、国際調査及び予備審査機関が選定される前に充足すべき最小限の要件の変更、並びに選定された機関は、選定期間を通し継続してそれらの要件を充足すべきことを規定するものです。

2026 年 1 月 1 日に発効予定の実施細則第 116 号及び第 521 号の修正された条文は、2025 年 9 月 4 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

上記の修正を含む 2026 年 1 月 1 日より発効予定の実施細則の全条文は、PCT ウェブサイト上に掲載される予定です。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/texts/index

WIPO 2025 年 PCT ユーザ満足度調査

近々、PCT 制度全体に関するユーザ満足度を定期的に評価する目的で、WIPO は隔年で実施しているユーザコミュニティへのアンケート調査を開始予定です。国際事務局が提供する PCT サービスに対する PCT ユーザの皆様からのご意見は大変貴重です。ご回答に要する時間は 10 分程度ですので、本調査に是非ご参加いただき、貴重なご意見を提供していただけますようお願い申し上げます。

所定の PCT 手数料減額の対象者

所定の PCT 手数料減額の対象となる資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧表が、2025 年 7 月 1 日より更新されました。

欧州特許庁 (EPO) における所定の手数料の 75%減額の適用

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75%が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に分類されている国の国民及び居住者である自然人。或いは

2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する EPO との有効化の合意 (validation agreement) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人 [1]。

[1] 詳細は、EPO 公示 2025 July をご参照下さい (https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/07/a54.html)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ナミビアが、上記カテゴリー1 に該当する国の一覧表に追加され、カーボベルデ及びサモアが該当する国の一覧表から除外されました。詳細一覧表は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://link.epo.org/web/low_income_states_en.pdf

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75%減額の適用

出願人、又は複数の出願人がいる場合には各出願人が、自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国のうち、世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国に分類されている国の国民でありその国に居住している場合、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料の 75%が減額されます。

世界銀行により「高所得」の国に分類されたコスタリカは、手数料減額の資格を有する国民及び居住者の国の一覧表から除外されました。

スペイン特許商標庁における国際調査手数料及び予備審査手数料の 75%減額の資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧表は、以下のリンク先にてご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/fees/oepm_fee_reduction

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に基づく官庁からの通知

2024 年 7 月に開催された PCT 総会において、PCT 規則 89 の 2.1 の改正が採択されました。この改正により、国際事務局 (IB) 以外の官庁は、(出願人に対し) 国際出願又は出願後に提出される中間書類を電子形式のみで提出することを要求したり、紙で提出された中間書類について、2 か月以内に電子形式で再提出することを要求することが可能となりました。2025 年 7 月 1 日に発効した新規則 89 の 2.1(d の 2) は、以下の通り定めています。

「(d) 項の規定に基づいて通知を行った国内官庁又は政府間機関であって国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によって行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、当該項に基づいて行う通知を公報に掲載する。」

MX (メキシコ)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、メキシコ産業財産機関は、受理官庁としての役割において、2025 年 11 月 18 日より、電子形式又は電子的手段によって提出される国際出願や関連する中間書類のみを受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (MX) が更新されました)

QA (カタール)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、知的財産部 (カタール) は、受理官庁としての役割において、2025 年 10 月 14 日より、電子形式又は電子的手段によって提出される国際出願や関連する中間書類のみを受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (QA) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際出願の電子出願と処理

フィンランド特許登録庁 (PRH) が EPO オンライン出願ソフトウェアを利用して提出される国際出願の受理を終了

受理官庁としてのフィンランド特許登録庁 (PRH) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2025 年 10 月 1 日より、EPO オンライン出願ソフトウェアを利用して提出される電子形式での国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願と PRH Patent Service を利用して提出される国際出願を受理しています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知の修正は、2025 年 9 月 18 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

(PCT 出願人の手引 附属書 C (FI) が更新されました)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、2025 年 9 月 15 日より、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 提供庁としては、2025 年 9 月 15 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。DAS 取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2025 年 9 月 15 日までに満了していない出願を対象に当サービスを通じて当局が取得可能な優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=180

サウジ知的財産機関 (SAIP)

サウジ知的財産機関 (SAIP) は、2025 年 9 月 1 日より、DAS の取得庁として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 取得庁としては、2025 年 9 月 1 日以降に提出された国内特許出願を対象に、当サービスを通じて当機関が取得可能な優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=149

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

グローバル・イノベーション・インデックス

グローバル・イノベーション・インデックス (GII) 2025 年版が公表されました。

https://www.wipo.int/en/web/global-innovation-index/2025/index

GII は、世界の経済圏をイノベーション力に基づいてランク付けします。約 80 の指標から構成され、イノベーションのインプットとアウトプットに分類される GII は、イノベーションの多面的な側面を捉えることを目的としています。



今回の GII は、スイス、スウェーデン、米国、韓国とシンガポールが GII 2025 年版ランキングの上位を占め、続いて英国、フィンランド、オランダ (王国)、デンマーク、そして初めてトップ 10 入りを果たした中国が続いています。一方、イノベーション投資の伸びが鈍化していることが、イノベーションの見通しを曇らせていると、同報告書は指摘しています。

GII 新版の調査結果の概要は、プレスリリース PR/2025/940 に公表されています。

https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2025/article_0009.html

PCT アップデート

BG: ブルガリア (通信手段、代理人に関する要件)
JP: 日本国 (手数料)

2025 年 10 月 1 日より、手数料表 I(a) に表示されている、受理官庁としての日本国特許庁に支払う日本円での国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、同様に手数料表項目 4 に記載されている適用される手数料減額の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

LU: ルクセンブルグ (代理人に関する要件、国家安全保障規定)
SK: スロバキア (手数料)
TR: トルコ (手数料)

取扱手数料 (日本国特許庁)

2025 年 10 月 1 日より、国際予備審機関 (IPEA) としての日本国特許庁 (JPO) に支払う取扱手数料の日本円での換算額が変更になります。新料金は 36,500 円です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 10 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) 日本円

フィリピン知的財産庁 スイスフラン、ユーロ

日本国特許庁 (JPO) スイスフラン、ユーロ

国立産業財産機関 (チリ) スイスフラン、ユーロ

サウジ知的財産機関 (SAIP) ユーロ

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、EP、JP、PH、SA) が更新されました)

例外的な閉庁日

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2025 年 9 月 1 日は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁により IB に提供される閉庁日の一覧表は、上記の情報を含めて更新されました。以下のリンク先にて利用可能です。

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml?lang=ja

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類又は手数料が官庁に到達すべき日が、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していない日 (閉庁日) に当たる場合には、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

カナダ知的財産庁: オンラインプラットフォームの休止予定

カナダ知的財産庁は、2025 年 9 月 26 日 (金) 午後 8 時から 9 月 28 日午後 10 時 (東部夏時間) まで、同庁オンラインプラットフォームの定期メンテナンスのため、PCT 電子出願や一般通信を含む e-commerce applications が利用できなくなる旨を国際事務局に通知しました。

期限厳守が必要な書類については、CIPO の通信手続を確認し、代替の書類提出方法をご検討下さい。

https://synergis.ic.gc.ca/t/1384145/3931491/28965/62/

詳細は、当庁ウェブサイト (https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en) をご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ご質問は、CIPO Client Service Centre までお問い合わせ下さい。

https://synergis.ic.gc.ca/t/1384145/3931491/28966/81/

2025 年 9 月 11 日に公開された国際出願に関する公開誤りの訂正

2025 年 9 月 11 日に公開された全ての国際出願について、技術的なエラーにより、公開された国際出願のフロントページ (PDF 画像) 上に、誤った公開日 (2025 年 9 月 12 日) が表示されていたことをお知らせします。それらの国際出願の PATENTSCOPE の書誌情報タブには既に正しく表示されている通り、正しい国際公開日は 2025 年 9 月 11 日です。国際事務局は、2025 年 10 月 2 日に、影響を受けた全ての国際出願の初回公開分のフロントページの誤りを修正し、再公開する予定です。

SME サポートシリーズ

PCT SME (訳者注: Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 2 回「中小企業における特許出願費用の管理方法は？」

Q: 私はスタートアップ企業の者で、現在の最先端技術に関する専門知識に基づき、新規性・進歩性があると確信している技術的アイデアを持っています。特許や PCT について聞いたことがありますが、弁理士に相談する前に、特許出願にかかるおおよその費用と、後の手続段階で費用を節減する方法について知りたいです。PCT を利用する場合、私の特許出願は、どの手数料減額を受けられる可能性がありますか？

A: 国際的な特許保護を求める計画をする際、費用は最も重要な考慮事項の一つです。国際的な特許保護の取得と維持は、多額の投資を必要とし、保護を求める国の数により費用がかさみます。実際のところ、発明者は全ての地域で特許保護を取得する必要はなく、競合他社が活動し、特許権の存続期間中に投資回収が見込める市場で、通常は数か国のみで特許保護を取得します。

一方、1 か国で最初の出願日を確保する費用は、わずか 100 スイスフランから最大数千スイスフランまでかかります。最初の出願日は、他の国々においてその最初の出願日 (優先日と呼ばれる) からの特許保護を主張して特許出願を行うための 12 か月の期間を確保します。費用の大半は、特許の審査、特許が付与された後の維持に関わる各特許庁での手数料、特許書類の翻訳費用や現地代理人の手数料など、出願人が特許の保護を他の国々へ拡大することを決定した場合に発生します。

PCT (特許協力条約) ルートは、出願人に優先日から 30 か月の期間、最大 158 か国において特許保護を求めるか否かを決定する機会を提供することで、戦略的な利点をもたらします。これは、PCT を利用しない場合の 12 か月よりも 18 か月長い期間です。国際出願プロセスには、通常、多くの出願人にとって初期段階で数千スイスフランの費用が発生しますが、PCT を利用しない場合と比較して、PCT を利用することで更に 18 か月間、多額の出費を効果的に先延ばしすることができます。その上、PCT には、特定の手数料減額やその他の費用節減方法も存在します。

PCT の基本情報については、SME サポートシリーズ初回記事をご参照下さい。初回記事では、本記事で言及する国際段階と国内/広域段階について説明しています。

国際的な特許保護にかかる費用を理解する

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際出願の提出と外国での特許保護の取得には、通常、以下の費用が発生します。

- 官庁手数料 – 特許庁に支払う出願手数料、審査手数料。
 - 国際段階における PCT 手数料 (送付手数料、国際出願手数料、国際調査手数料) は、通常、総費用のわずかな割合だが、国内特許出願 1 件分の費用を上回る。
 - 国内又は広域段階における各特許庁での審査手数料と年間維持手数料 (訳者注: いわゆる、特許年金)。
- 代理人費用: 専門代理人による法的代理費用は、国によって異なる (通常、国際段階では 1 名の代理人、国内又は広域段階では、各国特許庁ごとに複数の現地代理人が担当)。
- 翻訳費用: 特許書類の外国語への翻訳文の提供に必要 (出願書類の長さや言語によって、国ごとに最大数千スイスフラン)。

PCT 手数料減額リスト (国際段階)

国際段階では、出願人の特定の状況に応じて、以下の手数料減額が適用される場合があります。

- 電子出願: ePCT などのツールを利用した電子出願により、国際出願手数料の減額を受けられる (100、200、又は 300 スイスフランの減額)。更に、ePCT は、出願手続を簡素化し、特定のデータを検証するとともに、出願プロセスにおける潜在的なエラーについて警告する。
- 特許庁による中小企業を対象とした手数料減額: 特許庁の多くは、中小企業を対象とした PCT 手数料減額や、出願人がある一定の条件に当てはまる場合に同様の減額を行う。
- 開発途上国/自然人: 後発開発途上国からの全出願人は、国際出願手数料の 90%減額の対象となり、特定の他の開発途上国では、企業 (法人) ではなく発明者 (自然人) に対して同様の 90%減額が適用される。
- 国際調査手数料の減額: 国際調査機関 (ISA) として行動する特定の広域又は国内特許庁は、調査手数料を減額する。例えば、EPO やスペイン特許商標庁は、国際調査を実施する際、開発途上国の出願人を対象に手数料減額を行う (通常 75%)。

より詳しい情報は、詳細な PCT 手数料表 (定期的に更新)、各国特許庁ウェブサイト、PCT 出願人の手引 (手数料・減額・特定の条件に関する詳細を記載) に掲載されています。

上記の減額により、PCT 出願人は、国際段階における費用を削減可能な場合があります。

中小企業の特許取得プロセスにおける費用節減

スタートアップ企業向け費用節減策: PCT 手続は、優先日から最大 30 か月間、大半の支払を先延ばしできることから、効率的な費用管理の欠かせない仕組みです。その上、PCT 制度の利用による費用の繰り延べ等に加えて、特許出願と審査手続をより効率的に進めるには、以下の方法があります。

- 可能であれば、現地特許庁又は地域の Technology and Innovation Support Center (TISC) の支援を得て、予備的な先行技術調査を実施する。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- 最先の出願日を確保するため、可能であれば仮特許出願であっても、まず国内特許出願をする。
- 国際出願の補正を検討する: 国際調査報告又は国際予備審査報告からのフィードバックにより、国内段階へ移行する前に修正点や戦略的転換の必要性を把握できる（クレーム（請求の範囲）手数料や翻訳費用の節減）。国内又は広域段階にて複数の補正を行う代わりに、国際出願を一度に整えることで、手続にかかる費用と労力を節減可能。
- 利用できる場合には、特許審査ハイウェイ（PPH）、その他のワークシェアリングやファストトラック手続を活用する。

重要なポイント

PCT ルートは、多くの状況における中小企業にとって国際的な特許保護を求める上で、最も柔軟且つ費用対効果の高い手段を提供します。利用可能な大幅な手数料減額と戦略的に特許化のタイミングを選んで実行することで、スタートアップ企業は、広範な特許保護の選択肢を維持しながら費用を管理することができます。効果的な費用の節減には、慎重な計画と利用可能な支援プログラムや手数料減額を活用することが不可欠です。

経験豊富な弁理士との連携は、費用の増加につながるものの、出願の特許権付与の確率を大幅に向上させ、高額となり得る出願書類の再提出や複数の補正を回避できるため、国際的な保護を求める大半の発明者にとって価値ある投資となります。

今後の PCT SME サポートシリーズでもニーズに合わせた有益な知見とアドバイスをお届けする予定です。ご質問はご遠慮なく PCT インフォメーション・サービスまでお問い合わせ下さい。

実務アドバイス

ePCT システムへのログイン用の高度な認証

Q: ePCT システムにログインする際、常に「高度な認証」を使用するよう促されます。高度な認証方法のオプションと、WIPO アカウントを安全に保つためのベストプラクティスを教えて下さい。

A: ePCT システムは、PCT 出願に関連する情報やサービスへの高度なセキュリティを用いたアクセスを提供するために開発されました。ほぼ全ての機能において、ユーザは、ユーザ名とパスワードだけでなく、二つ目の認証方法（一般的に二要素認証（2FA）と呼ばれる）を利用してログインする必要があります。WIPO アカウントでは、この認証方法を「高度な認証」と呼んでいます。

当然ながら、他の場所では再利用しない強力なパスワードを設定することが依然として重要ですが、高度な認証を導入することで、万一パスワードが漏洩した場合でも、WIPO アカウント経由でアクセス可能なデータへの不正アクセスや損害を防ぐ追加の防御層が存在することを意味します。

WIPO は現在、4 種類の高度な認証方法をサポートしています。ユーザは、これらのうち一つ以上を設定し、ログイン時に使用する認証方法を選択できます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY



(1) ワンタイムパスワードアプリ方式

「ワンタイムパスワード (OTP) アプリ方式」とは、Google Authenticator や WinAuth など、携帯電話やコンピューターにインストール可能な、様々なアプリケーションで実装されているオープン標準 (IETF RFC 6238) を指します。ePCT アクセス用のアプリケーションを設定する際、WIPO は「共有秘密鍵」を生成し、QR コードをスキャンする又は 32 文字列をコピーするいずれかの方法によりアプリに伝達します。そしてアプリは、30 秒ごとに更新される 6 桁コード (時間ベースワンタイムパスワード: TOTP) を生成し、このコードを二つ目の認証要素として入力します。一部アプリには、ワンタイムパスワードを自動入力するブラウザ拡張機能が含まれています。

ワンタイムパスワードを生成するアプリが、ePCT ログイン用にお使いの携帯電話にインストールされているか、端末にインストールされているかに関わらず、ワンタイムパスワードが表示される前に、アプリがインストールされている端末へのログインプロセスに加えて、別の認証を要求するようにアプリを設定することを強く推奨します。

共有秘密鍵は、原則として複数の異なる認証アプリに設定可能です。このため、例えば、携帯電話が変更された場合でも、ワンタイムパスワードを使用することができます。但し、共有秘密鍵の送信や保存自体がセキュリティリスクをもたらす可能性があります。複数のアプリを使用する場合、一般的には、アプリごとに個別の共有秘密鍵を作成することを推奨します。複数の共有秘密鍵を同時に使用可能にしておけば、いずれかのパスワードでログインできます。万一、ある端末を紛失した又は侵害された場合でも、その共有秘密鍵を無効化すれば、他の端末の共有秘密鍵を安全に使い続けることが可能です。

(2) 電子証明書

電子証明書は、WIPO Customer Certification Authority が発行するファイル形式の電子的な証明書であり、ブラウザにインストールすることで、そのブラウザが、証明書が発行された者により管理されているかを検証することができます。ログインに使用する端末が物理的に安全である限り、電子証明書は十分なセキュリティレベルを提供します。但し、電子証明書の発行には時間を要し、PCT eServices による手動介入も必要となるため、他の高度な認証方法を利用可能なユーザには推奨されません。更に、ユーザの多くは、インストール作業、新しいブラウザや端末への再インストール、証明書の更新 (2 年ごとに必要) が煩雑だと指摘しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

煩雑な作業を回避するため、WIPO アカウントユーザが高度な認証方法を使用する際のベストプラクティスは、WIPO 電子証明書ではなく、プッシュ通知、又はワンタイムパスワード用のアプリをインストールするかアプリに携帯電話番号を登録することです。

(3) プッシュ通知

この高度な認証方法は、ログイン時に追加のパスワードが不要なため、高度なセキュリテイと利便性を兼ね備えています。iOS 及び Android システム向けに無料で提供されている専用アプリ ForgeRock Authenticator を携帯電話にインストールする必要があります。また、ePCT を利用する場所では、携帯電話のデータ通信環境が必要となります。ePCT へのログイン時に “push notification” を選択すると、携帯電話に“Authentication request for WIPO” の通知が表示されます。“accept” を押すと、携帯電話からの承諾がシステムに認識され、ログインが自動的に継続されます。

(4) ワンタイムパスワード SMS 方式

SMS 方式では、SMS を受信可能な携帯電話番号を登録することで、ログイン時にその番号へワンタイムパスワードが送信され、入力することで認証されます。

SMS 方式は、提供されている認証方法オプションの中で最もセキュリテイが低く、信頼性も低い可能性があります。端末に他のオプションをインストールできない又は使用できない場合にのみ推奨されます。ネットワーク信号が弱いため又は SMS 配信が常に確実ではないため、パスワードの送信が失敗したり大幅に遅延したりする可能性があります。また、SMS プロトコルもセキュリテイを前提に設計されたものではなく、SMS メッセージが別の携帯電話に転送される可能性もあります (但し、この種の攻撃の標的となるユーザは、同時により活発な攻撃形態の対象となり得ます)。

複数の高度な認証方法の利用

二要素認証を複数設定すること、さらに重要なのは、認証設定を全て同一端末に集中させないことを強く推奨します。これにより、認証方法の一つが一時的に利用不能になっても、代替方法でアカウントにアクセスすることができます。更に、いずれかの認証方法が喪失又は侵害された場合でも、PCT eServices の支援を必要とせずに、代替方法でログインし侵害された認証方法を無効化し、即座に代わる認証方法が設定可能です。認証方法の効果的な組み合わせとしては、プッシュ通知とワンタイムパスワード用アプリをセットにし、一方を携帯電話に、もう一方をコンピューターに設定する方法があります。異なるワンタイムパスワード用アプリを別の端末で使用する方法も同様に有効です。

不審な動作は報告を

高度な認証方法に変更があれば、登録済みの電子メールアドレスへ通知されます。予期せぬ動作を確認した場合には、直ちにログインを試み、パスワードと侵害された可能性のある高度な認証方法を両方とも変更して下さい。変更できたか否かにかかわらず、必ず PCT eServices へご連絡下さい。PCT eServices は、不審な動作を監視し必要に応じて問題の復旧を支援します。

詳細は、ePCT ユーザガイド FAQ をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq

“Strong Authentication” タブから詳しい説明をご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY